

## 自民党厚生労働部会における厚年基金制度に関する議論の様相について

2月26日開催分一りそな銀行より

厚生年金基金制度の今後のあり方を検討するために社会保障審議会年金部会に設置された「厚生年金基金制度に関する専門委員会」については、本年2月1日の第7回会合を以って終了し、同月8日付で意見書（「厚生年金基金制度の見直しについて（試案）」に関する意見）が取りまとめられました。現在、与党内での検討ならびに厚生労働省内での法制化作業の段階に入っている旨が報じられています。

今回は、専門委員会終了後の議論の動向として、2月26日に開催された自民党厚生労働部会での議論の概要についてご案内いたします。

### ◇2/26 勉強会の動向

2月26日の自民党厚生労働部会は、正規の部会ではなく「勉強会」として開催されました。

勉強会では、厚生年金基金の仕組み、経緯、代行割れ基金の現状および課題等について厚生労働省からヒアリングが行われました。参加した議員からは、「(制度存続要件として)代行部分の1.5倍の積立金はハードルが高いのではないか」「代行割れ基金が解散した場合に、国に返納する資金のために企業が倒産するのではないか」などの見解が示されました。また、勉強会終了後、厚生労働部会会長より「今日の勉強会である程度意見が出尽くした」「3月中に部会を開いて法案審査を行い、それをたたき台に議論を行う」との発言があった旨報じられています。

今後のスケジュールについては、専門委員会終了後、厚生労働省内での検討を経て社会保障審議会年金部会に制度改革案を報告し、年金部会としての成案が得られれば、法制化のうえ今期通常国会に法案を提出するとの方針が打ち出されていました。しかし、前述の通り、制度存続に係る基準や中小企業を主体とした地方産業への影響について懸念する声もあることから、今後の議論によっては何らかの方針変更がなされることも予想されます。

### ◇（ご参考）2/13 厚生労働部会の動向

専門委員会終了後初の開催となった2月13日の自民党厚生労働部会では、今国会における厚生労働省の提出予定法案に関する説明が厚生労働省より行われました。そこでは、厚生年金基金制度の見直し施策について、国民年金の第3号被保険者（専業主婦等）の加入記録不整合を解消するための方策と併せて、「公的年金制度の健全性および信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（仮称）」として法制化する見通しが示されました。

同法案では、厚生年金基金制度について「他の企業年金制度への移行を促進しつつ、特例的な解散制度の導入等を行う」としており、全般的には専門委員会意見書に沿った内容

となっています。一方で、代行制度の在り方については、「少数意見として健全な基金は存続させてもいいとの意見もあったが、『健全性の基準』と基準を満たさなくなった時の制度的担保が不可欠」との文言が盛り込まれるなど、制度の一部存続に含みを持たせた内容となっています。

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（仮称）の概要【厚生年金基金制度見直しに係る箇所のみ抜粋】

<p>法案の概要</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保を図るため、 ①厚生年金基金について他の企業年金制度への移行を促進しつつ、特例的な解散制度の導入等を行うとともに、 ②国民年金について第三号被保険者に関する記録の不整合期間の保険料の納付を可能とする等の所要の措置を講ずる。</p>
<p>厚生年金基金制度の見直し</p>	<p>1 「代行割れ問題」への対応 （試案）分割納付における事業所間の「連帯債務」の見直しなど （意見書）連帯債務の見直しはやむを得ない。減額特例の拡大は反対 2 企業年金の選択肢の多様化 （試案）企業の追加負担が少なく、運営コストの低い企業年金の選択肢の追加 （意見書）中小企業が作りやすい制度設計に留意すべき。 3 代行制度の在り方 （試案）代行制度は他の企業年金への移行を進めながら10年間で段階的に縮小し、廃止 （意見書）試案の内容を妥当とする意見が多数。なお、少数意見として健全な基金は存続させてもいいとの意見もあったが、「健全性の基準」と基準を満たさなくなった時の制度的担保が不可欠。</p>

以上